

労使協定書の賃金等の記載状況等について

～ 一部の事業所の集計結果（令和 6 年度） ～

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課

【 1 - 1 】

労使協定の見直しを行う派遣元事業主への
支援及び取組の進捗状況について

【 1 - 2 】

労使協定書の賃金等の記載状況について
～一部の事業所の集計結果（令和6年度）～

1

【 1 - 1 】

労使協定の見直しを行う派遣元事業主への
支援及び取組の進捗状況について

労使協定の改定などの進捗状況（令和6年12月31日時点）

- これまで都道府県労働局から管内の全派遣元事業所へ事案の概要、確認が必要な事項等をお知らせするとともに、訂正後のハローワーク別地域指数より低い指数を用いて労使協定を締結している派遣元事業所へのフォローアップを継続実施
- これまでに**232事業所・派遣労働者2,835人**において、賃金額の引き上げ及び差額の支払いを実施済み又は実施が確定

進捗状況

- 都道府県労働局による該当事業所の把握及び個別フォローアップの進捗状況は、以下のとおり。

対応状況	事業所数	派遣労働者数	備考
① 賃金の引き上げ及び差額の支払いを実施済み又は実施が確定	232事業所	2,835人	令和6年4月1日以降に働いたことがある方で既に離職された元派遣労働者を含め、該当労働者全員に実施済み又は実施が確定しているもの。
② 令和6年4月1日からフォローアップ時点までの間において当該誤りのあった指数による労働者派遣の実績がない	1,109事業所	—	—
③ 差額の支払いについてフォローアップ中	59事業所	288人	確認や対応をいただきたい点について、個別に案内・要請を実施。 引き続き、人材確保等支援助成金（派遣元特例コース）の利用勧奨を含め、フォローアップを行っているもの。

人材確保等支援助成金（派遣元特例コース）の活用状況（令和6年12月31日時点）

- 都道府県労働局から賃金の引き上げ及び差額の支払いを実施済み又は実施が確定している派遣元事業所に対し、個別に助成金の案内、申請支援を実施
- その他の派遣元事業所に対しても、個別に助成金の案内、助成金を活用した賃金の引き上げ及び差額の支払いについて要請
- これまでに **22件・派遣労働者182人** において、助成金の支給申請済み

活用状況

○ 賃金の引き上げ及び差額の支払いを実施済みの派遣元事業所の助成金の支給申請状況は、以下のとおり。

対応状況	申請件数（※）	派遣労働者数
① <u>賃金の引き上げ及び差額の支払いを実施済み</u>	22件	182人
② 上記①うち、 <u>訂正後の一般賃金水準を下回っていたため、賃金の引き上げ及び差額の支払いを実施済み</u>	16件	103人
③ 上記①うち、 <u>訂正後の一般賃金水準を下回っていなかったが、一般賃金水準に対する相対優位度を確保するため、賃金の引き上げ及び差額の支払いを実施済み</u>	6件	79人

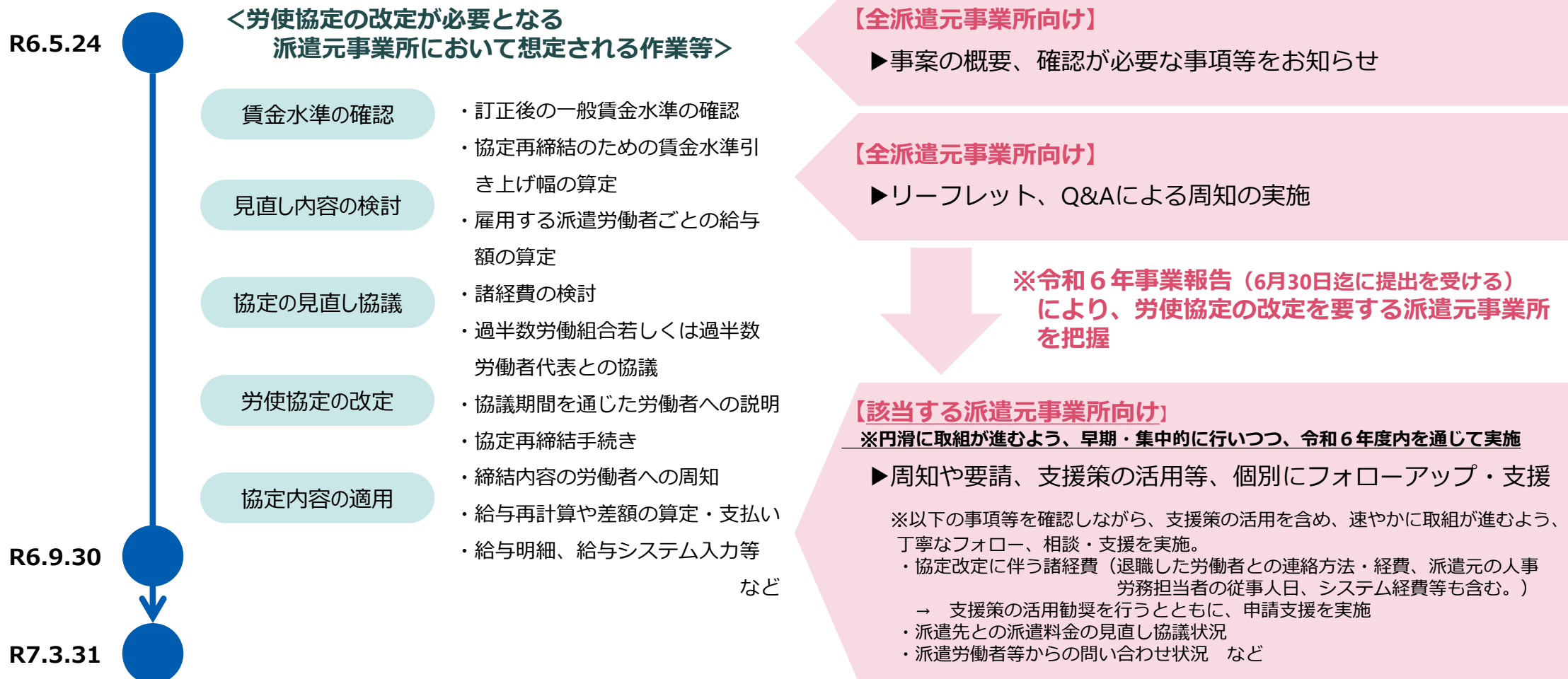
（※）派遣元事業主（本社等）が、派遣元事業所（支社等）分についても一括して申請することとしているため、複数事業所分の申請であっても、1件として計上

参考

ひと、くらし、みらいのために

労使協定の見直しを行う派遣元事業主への支援(現場での個別フォロー等)

ハローワーク別地域指数の誤り及びその訂正に伴い、労使協定の再締結とともに、現行協定と新協定との差を補う対応を行う派遣元事業所について、通常であれば生じない年度途中での当該作業が円滑に進むよう、都道府県労働局において、個別に連絡を取り、周知や要請、支援策の活用など、1つ1つ丁寧なフォローを行う。



2

【 1 - 2 】

労使協定書の賃金等の記載状況について
～一部の事業所の集計結果（令和6年度）～

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

集計の概要

労働者派遣法第23条により派遣元事業主に提出を求めている「労働者派遣事業報告書」（※1）及び当該報告書に添付された労使協定書（※2）から、事業所を無作為抽出し、労使協定書の記載状況を取りまとめて公表しているもの。

※1 労働者派遣事業報告書は、労働者派遣法では派遣元事業主に対し、事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。

※2 本集計は、令和6年6月1日時点で有効な労使協定書等について集計したもの。

【抽出方法】

1 選択している待遇決定方式、能力・経験調整指数の選択状況、地域指数の選択状況、通勤手当の選択状況、退職金の支給状況、賃金の改善方法、労使協定書の締結主体・有効期間

⇒ 労働者派遣事業報告書（令和5年6月1日現在の状況）の提出のあった約4.4万事業所から、400事業所を企業規模別に無作為抽出。

※ 上記抽出方法により抽出した400事業所のうち、労働者派遣実績がない、派遣労働者を雇用していない、労働者派遣事業を廃止している等があったものを除く。

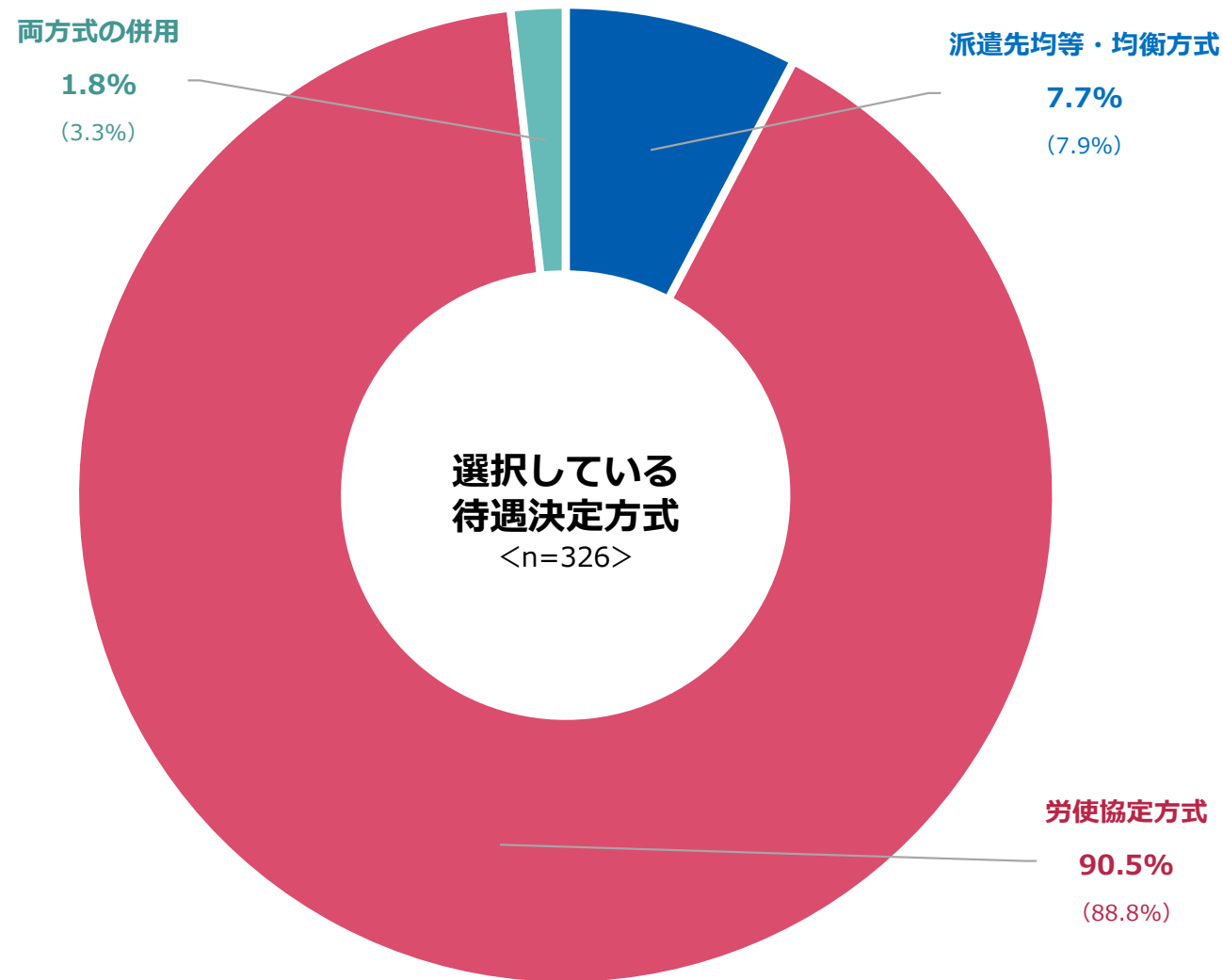
2 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（令和6年度）（全国計100.0）

⇒ 各職業分類について、労働者派遣事業報告書（令和5年6月1日現在の状況）に当該業務の実績がある事業所の全数を母集団として、企業規模別に無作為抽出。

なお、職業分類ごとのサンプルサイズは、当該事業報告の賃金額の標準偏差から必要なサンプルサイズを算出し、それ以上になるよう設定している。

労使協定書の賃金等の記載状況

1 選択している待遇決定方式



(注1) 「派遣先均等・均衡方式」とは、労働者派遣法第30条の3に基づく待遇決定方式、「労使協定方式」とは、同法第30条の4に基づく待遇決定方式をいう。

(注2) 「選択している待遇決定方式」の各項目については、労働者派遣事業報告書において、

①「協定対象派遣労働者」の人数が空欄又は「0」と記載されている場合に、「派遣先均等・均衡方式」を選択している事業所として集計。

②「協定対象派遣労働者」の人数のみが計上されている場合に、「労使協定方式」を選択している事業所として集計。

③「派遣労働者」全体の人数と「協定対象派遣労働者」の人数に差がある場合に、「併用」を選択している事業所として集計。

(注3) () は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

2 能力・経験調整指数の選択状況

	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	0.5年	21年以上	その他
選択の割合 <n=301>	96.3% (97.0%)	35.2% (33.4%)	28.2% (28.7%)	68.8% (78.0%)	44.9% (49.7%)	70.1% (79.1%)	18.3% (19.9%)	6.6% (4.1%)	0.7% (0.3%)	8.3% (12.5%)

- (注1) 能力・経験調整指数とは、厚生労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下、「通達」という。）で示されている「能力・経験調整指数」。
- (注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている能力・経験調整指数に係る記載を集計したもの。1年、10年など、各能力・経験調整指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。
「能力・経験調整指数〇年を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」
- (注3) 「その他」は、通達において示している「0年」、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」以外の能力・経験調整指数（「4年」、「7年」等）を労使の協議により選択している事業所。
- (注4) () は昨年度の集計結果。

3 地域指数の選択状況

	都道府県	公共職業安定所	併用	その他
選択の割合 <n=301>	85.4% (85.2%)	12.0% (11.5%)	2.0% (1.6%)	0.7% (1.6%)

- (注1) 地域指数とは、通達に示されている「地域指数」をいう。
※ 地域指数は、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出したもの
- (注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている地域指数に係る記載を集計したもの。都道府県別、公共職業安定所別、併用など、各地域指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。「○○別地域指数を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」
- (注3) 以下の整理に基づき集計。
「都道府県」は、都道府県別地域指数のみを選択している事業所。
「公共職業安定所」は、公共職業安定所別地域指数のみを選択している事業所。
「併用」は、都道府県別と公共職業安定所別地域指数を職種や地域に応じて選択している事業所。
「その他」は、「地域指数は別表のとおりとする」等の記載があるが、別表の提出がなかったなどの事業所。
- (注4) () は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

4 通勤手当の支給状況

	通勤手当（実費）	通勤手当（定額支給）	合算により支給	その他
選択の割合 ＜n=301＞	94.4% (92.3%)	1.3% (6.7%)	3.0% (0.3%)	1.3% (0.7%)

（注1）抽出された事業所の各労使協定書の通勤手当に係る記載を集計したもの。

「労使協定書に通勤手当（実費/定額支給/合算）に関する記載がある事業所数／抽出された事業所数（有効）」

（注2）「合算により支給」は、通勤手当相当分を時給額等を含めて支払っている事業所。

（注3）「その他」は、「通勤手当の支給は賃金規程による」等の記載があるが、賃金規程の提出がなかったなどの事業所。

（注4）（ ）は昨年度の集計結果。

5 退職金の支給状況

	退職金制度の方法	退職金前払いの方法／合算	中小企業退職金共済制度等 への加入の方法	その他
選択の割合 ＜n=301＞	24.3% (30.2%)	63.5% (56.0%)	6.0% (8.4%)	6.3% (3.4%)

（注1）抽出された事業所の各労使協定書の退職金に係る記載を集計したもの。

「選択肢○を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

（注2）退職金は、通達に示されている次の1から3のいずれか又は合算の方法を選択したもの。

① 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）

② 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）

③ 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金等に参加する方法（中小企業退職金共済制度等への加入の方法）

（注3）「その他」は、②と③の併用などの事業所。

（注4）（ ）は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

6 賃金の改善（法第30条の4第1項第2項口）に係る記載状況

	高度な就業機会	昇給	別手当の支給	その他
選択の割合 ＜n=301＞	75.1% (72.8%)	57.1% (57.0%)	34.2% (33.1%)	6.3% (3.3%)

（注1）抽出された事業所の各労使協定書の賃金の改善に係る記載を集計したもの。

「賃金の改善（高度な就業機会等）」を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

（注2）以下の整理に基づき集計。

「高度な就業機会」は、派遣労働者の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上があり、より高度な業務を行うことができると認められた場合に、より高度な業務に係る派遣就業機会を提供するなどの事業所。

「昇給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、基本給・手当額自体を増額（号俸を上げる場合など）するなどの事業所。

「別手当の支給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、例えば、基本給額・手当の1～3%の範囲で追加の能力手当を支給するなどの事業所。

「その他」は、賞与の中で反映しているなどの事業所。

7 労使協定書の締結主体・有効期間

締結主体	過半数労働組合	過半数代表者	有効期間	1年	2年	3年以上	その他
選択の割合 ＜n=301＞	2.7% (5.6%)	97.3% (94.4%)	選択の割合 ＜n=301＞	86.4% (84.2%)	12.0% (14.8%)	0.3% (1.0%)	1.3% (0.0%)

（注1）抽出された事業所の各労使協定書の締結主体及び有効期間に係る記載を集計したもの。

「労働者の過半数で組織する労働組合（過半数労働組合）又は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）」と締結している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

「有効期間（1年／2年／3年以上／その他）別の事業所数／抽出された事業所数（有効）」

（注2）「その他」は、「6ヵ月」や「1年6ヵ月」などの事業所。

（注3）労使協定書については、過半数労働組合又は過半数代表者と締結することとしている。

（注4）有効期間については、画一的な基準を設けていないが、2年以内とすることが望ましいとしている。

（注5）（ ）は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

8 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（全国計100.0）

以下の額は、抽出された事業所の各労使協定書に記載されている基準値0年の賃金の額（時給換算）の下限額を集計したものであり、実際に派遣労働者に支払われる賃金額を計上したものではないことに留意。（例えば、協定書上「1,000円～」など幅をもった書き方の場合には、「1,000円」として集計している。）

⇒ 職業分類別集計結果の詳細は参考資料1中の項目8（4頁以降）のとおり。

◎概況

職業分類	賃金の記載状況				使用割合	
	平均値	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計	賃金構造基本統計調査
25 一般事務員 ＜N=93＞	1,150円 (1,076円)	1,454円 (1,424円)	1,088円 (1,059円)	+46円 (+16円)	95% (95%)	5% (5%)
54 製品製造・加工処理 ＜N=130＞	1,095円 (1,064円)	1,619円 (1,371円)	1,067円 (1,046円)	+21円 (+15円)	99% (98%)	0% (2%)
10 情報処理・通信技術者 ＜N=90＞	1,417円 (1,395円)	1,810円 (1,893円)	1,389円 (1,369円)	+27円 (+17円)	76% (97%)	24% (3%)

出典：労使協定書の賃金等の記載状況について（一部事業所の集計結果（令和6年度））

（注1）職業分類の抽出は、労働者派遣事業報告（令和5年6月1日時点）における派遣労働者の構成割合の高い上位3職種を選定。
（注2）表中（）内は、「労使協定書の賃金等の記載状況について（一部事業所の集計結果（令和5年度））」より上記注1による抽出職種に該当する職種の賃金の記載状況等を転記している。